

- (ii) 比較平均給与等支給額とは、次の算式により計算した金額をいいます（措法 42 の 12 の 4 ②七、措令 27 の 12 の 4 ⑬⑱）。

$$\text{比較平均給与等支給額} = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{適用年度の前事業年度の} \\ \text{所得の金額の計算上損金の} \\ \text{額に算入される国内雇} \\ \text{用者に対する給与等} \\ \text{の支給額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{日雇い労働者} \\ \text{に対する給与} \\ \text{等の支給額} \end{array} \right)}{\text{適用年度の前事業年度における} \\ \text{給与等月別支給対象者(注)の数の合計数}}$$

(注) 適用年度の前事業年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇業者（適用年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額に係るもの）に限り、日雇い労働者を除きます。）をいいます。

#### (4) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 12 の 4 ①）。

(算式)

$$\text{税額控除限度額} = \text{雇業者給与等支給増加額} \times 10\%$$

(注) 上記の算式により計算した金額が、その事業年度の法人税額の 10%相当額(※)を超える場合には、その 10%相当額(※)が限度とされます。

(※) 中小企業者等（中小企業者（4 ページ I 2 (1) (注1) 参照）又は農業協同組合等をいいます。）である場合には、20%相当額となります。

#### 申告に当たっての注意点

- イ 本制度の対象となる期間内に新たに設立された法人であっても、適用を受けることができます。
- ロ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、税額控除の対象となる雇業者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された雇業者給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 12 の 4 ④）。
- ハ 基準事業年度の月数と適用年度の月数が異なる場合における基準雇業者給与等支給額の計算方法や、本制度の適用を受けようとする法人が新たに設立された法人である場合や合併法人等である場合における基準雇業者給与等支給額の計算方法など、一定の場合における上記(3)の適用要件の計算については、別途の調整計算規定が置かれています（措法 42 の 12 の 4 ②四～七、⑤、措令 27 の 12 の 4 ③～⑩⑭～⑰）。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 5）。

#### 〔適用時期〕

平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 61）。